

# 取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5に基づく明示

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 事業所名 | 株式会社Trigger | 許可番号 | 23-ユ-303145 |
|------|-------------|------|-------------|

## ●取扱職種の範囲等

|      |     |      |        |
|------|-----|------|--------|
| 取扱職種 | 全職種 | 取扱地域 | 日本国内全域 |
|------|-----|------|--------|

## ●手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

| サービスの種類                              | 手数料の額及び負担者                                                   |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 求人受理時の事務費用                           | 手数料負担者は求人者とします。                                              |
| 職業紹介サービス<br>(求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス) | 【成功報酬】<br>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の最大40%<br>手数料負担者は求人者とします。 |

※求職者からは手数料を徴収いたしません。

※労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

## ●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 苦情申出先 | 職業紹介責任者:吉岡晋太郎 連絡先:052-265-6903 |
|-------|--------------------------------|

## ●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の吉岡晋太郎です。
- 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介責任者の吉岡晋太郎とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の吉岡晋太郎とする。

- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経歴等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の吉岡晋太郎とする。

#### ●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。

紹介した人材が、自己の都合により退職した場合は紹介手数料の下記相当額を返金いたします。

| 退職時期     | 返戻金額         |
|----------|--------------|
| 1か月未満で退職 | 紹介手数料の80%相当額 |
| 3か月未満で退職 | 紹介手数料の50%相当額 |
| 6か月未満で退職 | 紹介手数料の20%相当額 |